

警報・注意報発令時等の対応

静岡県立菰山高等学校

I 自然災害

1 気象災害（注意報・警報が居住する市町、学校所在地（伊豆の国市）または通学経路となる市町に発令された場合）

情 報		授 業	在宅時	在校時
注意報	強風 大雨 氾濫 土砂災害	平常授業	①気象情報や地域の実情等を 保護者と相談し、安全に登校できることを確認した上で登校する。 ②安全に登校することが困難な場合は、学校に連絡し自宅で待機し、状況を見て登校する。	気象情報や地域の実情に応じて、下校することもある。
警 報	暴風	自宅待機等	①午前 7 時時点で発令されている場合は自宅待機とする。伊東・西海岸等の遠距離は 6 時とする。ただし、発令されていないが、天候の悪化が予想される場合も同様とする。 ②午前 11 時以前に警報が解除された場合は、注意報発令時に準じる。ただし、公共交通機関の運転見合わせ等により登校できない場合は引き続き自宅待機とする。 ③午前 11 時の時点で、警報が解除されていない場合または公共交通機関の運転見合わせ等により登校できない場合は、登校を見合わせる。なお、この場合は出席停止扱いとする。	①安全を確認し、下校する。 <確認事項> ・気象情報の確認 ・交通や道路情報の確認 ・保護者送迎の有無 ・集団下校の確認 ・自転車通学路の安全 ・下校途中で帰宅不能の場合の対処方法 ②安全に下校することが困難な生徒については、保護者と連絡を取り、学校で待機する場合もある。
		授業の実施または休校	①午前 11 時の時点で、学校所在地（伊豆の国市）の警報が解除されていない場合は休校とする。 ②①以外の場合、警報の発令状況等により、学校が授業の実施または休校の判断を行う。その結果について、生徒及び保護者に連絡する。	
	大雨 氾濫 土砂災害	平常授業	注意報発令時に準じる。	気象情報や地域の実情に応じて、下校することもある。

* 週休日、長期休業中等についても上記に準ずる。

* 気象災害の特別警報及び危険警報については、状況により避難所等へ避難する。

* 荒天時の登校については各家庭でも判断する。気象状況を理由としてやむを得ず欠席する場合は、事前の欠席連絡を受けた上で出席停止扱いとする。

2 地震災害（南海トラフ地震臨時情報が発表された場合）

情 報		基 準
南海トラフ地震 臨時情報	調査中	原則通常授業
	巨大地震警戒	
	巨大地震注意	
	調査終了	

* 週休日、長期休業中等についても上記に準ずる。

3 津波災害（注意報・警報が居住する市町または通学経路となる市町に発令された場合）

情 報	授 業	在宅時	在校時
津波注意報	平常授業	①注意報や地域の実情等を保護者と相談し、安全に登校できることを確認した上で登校する。 ②安全に登校することが困難な場合は、学校に連絡し自宅で待機し、状況を見て登校する。	①通常通り授業を行う。部活動は中止する。 ②注意報や地域の実情に応じて下校することもある。
(大)津波警報	自宅待機等	①午前6時時点で発令されている場合は自宅待機とする。 ②午前11時以前に警報が解除された場合は、津波注意報発令時に準じる。ただし、公共交通機関の運転見合わせ等により登校できない場合は引き続き自宅待機とする。 ③午前11時の時点で警報が解除されていない場合または公共交通機関の見合わせ等により登校できない場合は登校を見合わせる。なお、この場合は出席停止扱いとする。	①原則として、警報が解除されるまで学校で待機する。 ②安全に下校することが困難な生徒については、保護者と連絡をとり、学校で待機する場合もある。 ＜登下校時＞ 海岸、河川から離れ、高台、避難ビルに避難する。

＊週休日、長期休業中等についても上記に準ずる。

＊状況により避難所等へ避難する。

4 火山災害

	レベル	教育活動実施基準	下校・引き渡しのルール
噴火警報 (居住地域)	レベル5	＜登校前・登校時＞ □休校	□下校又は引渡し
	レベル4	＜在校時＞ □休校措置	
噴火警報 (火口周辺)	レベル3	＜登校前・登校時＞ 原則として休校 ＜在校時＞ 原則として速やかに休校措置	□下校又は引渡し
	レベル2	□通常授業	
噴火予報	レベル1	□通常授業	□通常通り

II 全国瞬時警報システム（J アラート）

1 J アラートによる「ミサイル発射」の情報発信時

- ・登校前 自宅待機とする。
自宅待機は、その後「ミサイルが領域外へ落下」や「ミサイル通過」などの情報（登校に影響がでない情報）が発信されるまでの短時間とする。
- ・登下校中 屋内へ避難する。
公共交通機関やスクールバスを利用中の場合は、乗務員の指示に従い行動する。
※上記の対応によって、登校が遅れた場合は遅刻としない。
- ・在校中 屋内へ避難する。
その後、安全を確認し教育活動を再開する。

2 J アラートによる「ミサイル落下」の情報発信時

- ・全時間帯 安全を最優先し、避難行動する。
必要に応じ臨時休校等の措置をとる。
自治体からの指示があった場合は、指示に従い行動する。

III その他

地震等大規模災害発生時は、災害の発生状況により、学校が授業の実施または休校の判断を行う。その結果について、生徒及び保護者に連絡する。